平成２８年（フ）第３６１号
和歌山県海南市岡田314番地６
破産者　矢川　睦夫
１　決定年月日　平成29年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
群馬県前橋市北代田町667番地１　カーサモデルノ　Ｂ―103号
破産者　ＲＵＬＥＲ　ＨＡＩＲこと　石井　淳
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４７９号
横浜市中区長者町８丁目132番地　清正公プラザマンション603号室
破産者　佐藤　克己
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２６号
静岡県裾野市伊豆島田830番地の３　リヴィエールブーシュ102
破産者　石川　泰之
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９６号
大阪市東住吉区西今川３丁目12番24号ベルヴィ西今川404、開始決定時大阪府東大阪市中石切町３丁目７番39号
破産者　三島　　英
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５４８号
大阪市北区大淀中１丁目14番５号　モンテベルデ新梅田　701号室
破産者　谷中　芳武
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４４４号
大阪府門真市宮野町14番21号
破産者　木下　博幸
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５８号
京都府木津川市木津駅前１―23―405
破産者　堀本　清治
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５５号
大阪市住之江区御崎６丁目１番17号　ローレルハイツ岡本３Ａ、前住所大阪府岸和田市荒木町１丁目５番76号
破産者　明智　　弘
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８９１号
大阪府大阪狭山市池尻中１丁目13―４、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市池尻中２丁目２番４号　(201号)
破産者　板東　洋子
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８号
兵庫県明石市旭が丘２番５号　サンヒルズ旭が丘102号、開始決定時の住所兵庫県西宮市名塩平成台25番地17
破産者　谷口　幸平
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７４６号
広島市安佐南区東野３丁目22番12号
破産者　竹本　真治
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５０号
広島市安佐北区倉掛３丁目25番６号
破産者　横田　　満
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４９号
愛知県豊田市五ケ丘４丁目４番地24、前住所愛知県豊田市野見山町１丁目103番地27
破産者　佐々木　優
１　決定年月日　平成29年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
山梨県南巨摩郡南部町福士22297、開始決定時の住所大分市古国府117番地の１(三和コーポ30―401)
破産者　安部　武史
１　決定年月日　平成29年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４６号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2232番地１
破産者　岸良　光廣
１　決定年月日　平成29年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係